

国内旅行傷害保険

国内旅行傷害補償特約付帯 日常生活傷害補償保険



日新火災

ご契約プラン改訂版

日本国内での旅行中・出張中のケガなどを補償します。

2019年10月改定



① 日新火災の国内旅行傷害保険(補償内容)

基本補償

旅行中の事故によるケガを補償します。

- 1 死亡保険金
- 2 後遺障害保険金
- 3 入院保険金
- 4 手術保険金
- 5 通院保険金

例えば



観光中に転倒してケガをした



飛行機が墜落して死亡した



宿泊中火事にあいヤケドをした



食中毒になり入院した

特約(オプション)

さらにオプションの特約で、旅行中の下記の損害等を補償します。

6 賠償責任保険金

例えば



買い物中に商品を誤って壊しつけた場合の損害賠償金



他人にケガをさせてしまった場合の損害賠償金

7 携行品損害保険金

例えば



旅行バッグを盗まれてしまったことによる損害



カメラを落として壊したことによる損害

8 救援者費用等保険金

例えば



ケガで長期入院(14日以上)することになり、看護のため現地の病院まで来た親族が負担した交通費・宿泊費



② ご契約金額と保険料

▶ 保険期間(保険のご契約期間)は、国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険の責任期間は終了します。また、ダイヤ乱れ等の一定の事由により保険期間が延長される場合があります。

▶ 次のいずれかに該当する場合は、死亡・後遺障害保険金(他の傷害保険・積立保険・共済契約等がある場合は合算します。)が、1,000万円を超えるご契約のお申込みはできません。

- ・被保険者の年齢が保険期間の始期日時点に満15歳未満の場合
- ・ご契約者と被保険者が異なるご契約において、被保険者の同意(署名)がない場合

▶ 下記ご契約プランでご契約いただいた場合は、国内旅行傷害保険に、個人賠償責任危険補償特約(国内旅行用)、携行品損害補償特約(国内旅行用)、救援者費用等補償特約(国内旅行用)がセットされています。

▶ 下記ご契約プラン以外をご希望の場合には、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

| ご契約プラン | ワイド | ベーシック | スリム |
|------------------------|----------|---|----------|
| 死亡・後遺障害 | 3,000 万円 | 2,000 万円 | 1,000 万円 |
| 入院日額 (180日限度) | 12,000 円 | 9,000 円 | 6,000 円 |
| 手術保険金 (1事故につき1回) | | 入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。 | |
| 通院日額 (30日限度) | 8,000 円 | 6,000 円 | 4,000 円 |
| 賠償責任 (自己負担額0円) | 1 億円 | 1 億円 | 1 億円 |
| 携行品損害 (自己負担額3,000円) | 50 万円 | 30 万円 | 10 万円 |
| 救援者費用等 | 200 万円 | 200 万円 | 200 万円 |

| 保険料 | 保険期間 | 保険料 | |
|-----|----------|---------|---------|
| | 日帰り・1泊2日 | 1,710 円 | 1,160 円 |
| | 3泊4日まで | 2,030 円 | 1,380 冖 |
| | 6泊7日まで | 2,380 冖 | 1,620 冖 |
| | 13泊14日まで | 3,230 冖 | 2,200 冖 |
| | 1か月まで | 5,200 冖 | 3,560 冖 |

用語のご説明

被保険者 補償の対象となる方をいいます。

自己負担額 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、「免責金額」ともいいます。

③ 保険料のお支払方法

以下の支払方法をご用意しております。ご希望に応じてお選びください。

コンビニ払

コンビニエンスストア等で「払込票」によるお支払い

請求書払

「請求書」による弊社指定口座へのお振込み

クレジットカード払

取扱代理店へのお支払い

現金払



お申込方法によって、ご利用いただけないお支払方法がございます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

4 補償内容のご説明

▶「国内旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ、日本国内において被保険者が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。

基本補償

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の額 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|---|--|---|---|
| ①死亡保険金 | 事故の日からその日を含めて180日以内にその事故によるケガが原因で死亡した場合 | 死亡・後遺障害保険金額の全額 ●保険金をお支払いする原因となったケガにより、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。 | ①疾病、心神喪失によるケガ(例えば、歩行中に脳疾患により意識を喪失し転倒したためケガをした場合など) ②妊娠、出産、早産または流産を原因としたケガ ③頸部症候群(いわゆるむちむち症)または腰痛などで医学的他覚所見のないケガ ④ピッケルなど登山用具を使用する山岳登攀、スカイダイビング、フリーカライミング(スポーツクライミング ^{(*)2} を除きます。)などの危険な運動中および航空機操縦中のケガ ⑤戦争、内乱等によるケガ(テロ行為を除きます。) ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ |
| ②後遺障害保険金 | 事故の日からその日を含めて180日以内にその事故によるケガが原因で身体に後遺障害が生じた場合 | 死亡・後遺障害保険金額 × [後遺障害の程度に応じた保険金支払割合(4%~100%)] ●お支払いする保険金は、保険期間を通じ、保険証券記載の死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 | など |
| ③入院保険金 | 事故の日からその日を含めて180日以内にその事故によるケガが原因で入院した場合 | 入院保険金日額 × [入院日数] ●「入院日数」は180日を限度とします。 ●事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。 | * 2 登る壁の高さが5メートル以下のボルダリング、人工壁を登るリード、スピードをいいます。 |
| ④手術保険金 | ケガの治療のため、所定の手術を受けた場合 | ア.入院中に受けた手術の場合 手術保険金の額 = [入院保険金日額] × [10倍] イ.ア.以外の手術の場合 手術保険金の額 = [入院保険金日額] × [5倍] ●1回の事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。 | |
| ⑤通院保険金 | 事故の日からその日を含めて180日以内にその事故によるケガが原因で通院(往診を含みます。)した場合 | 通院保険金日額 × [通院日数] ●「通院日数」は30日を限度とします。 ●事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。 | |
| ⑥賠償責任保険金 (個人賠償責任危険) (補償特約(国内旅行用)) | 被保険者が国内旅行中の偶然な事故により、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合 示談交渉サービス付です。ただし、以下の場合は対象外です。 ・国外で発生した事故の場合 ・被保険者に対する訴訟が国外の裁判所に提起された場合 ・損害賠償請求権者(被害者)またはその代理人が国内に所在しない場合 など | 損害賠償金の額 ●1回の事故について、賠償責任保険金額を限度に被害者に支払うべき損害賠償金をお支払いします。 費用の額 ●損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置費用、争訟費用、保険会社への協力費用などに対してもお支払いできる場合があります。 | ①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ②被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ③他人から借りたり預かったりした物に関し生じた損害賠償責任(宿泊施設の客室に与えた損害に対する損害賠償責任は保険金お支払いの対象となります。) ④自動車、原動機付自転車、航空機、船舶および銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など |
| ⑦携行品損害保険金 (携行品損害補償特約(国内旅行用)) | 被保険者が国内旅行中の偶然な事故により、携行品 ^{(*)1} に損害が生じた場合 *1「携行品」とは、被保険者が国内旅行中に携行する被保険者所有の身の回り品(カメラ、バッグ、衣類等)をいいます。 《補償対象となる携行品》 ・預貯金証書(通帳、キャッシュカードを含みます。)、クレジットカード ・自動車、原動機付自転車、船舶 ・サーフボード、ウインドサーフィン ・動物・植物 ・コンタクトレンズ など | 携行品1個、1組または1対につき10万円を限度とした損害額 ^{(*)2,*3} - [自己負担額(1回の事故について3,000円)] *2 乗車券等または通貨等については合計で5万円を限度とします。 *3 「損害額」とは、修理費または時価額(購入費から減価償却した額をいいます。)のいずれか低い方がいい、修理が可能な場合には時価額を限度に修理費をお支払いします。 ●お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度です。 | ①自然の消耗、劣化、変質、虫食い等による損害 ②単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ③置き忘れまたは紛失による損害 など |
| ⑧救援者費用等保険金 (救援者費用等補償特約(国内旅行用)) | 被保険者が国内旅行中に下記のいずれかに該当した場合 ①被保険者が搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外來の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急の搜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合 ③急激かつ偶然な外來の事故によるケガのため、被保険者が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院した場合 | ご契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した下記の対象となる費用のうち、社会通念上妥当と認められる費用に対して保険金をお支払いします。 ●お支払いする保険金は、保険期間を通じて救援者費用等保険金額が限度です。 《対象となる費用》 ①遭難した被保険者の捜索救助費用 ②救援者の現地 ^{(*)4} までの1往復分の交通費(救援者2名分限度) ^{(*)5} ③救援者の現地 ^{(*)4} および現地 ^{(*)4} までの行程における宿泊料(救援者2名分、1名につき14日分限度) ^{(*)5} ④被保険者を現地 ^{(*)4} から移送する費用 ^{(*)6} ⑤救援者または被保険者が現地 ^{(*)4} において支出した諸雑費(3万円限度) *4 「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。 *5 左記②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。 *6 被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃がある場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 | ①疾病・心神喪失によるケガ(例えば、歩行中に脳疾患により意識を喪失し転倒したためケガをした場合など) ②ピッケルなど登山用具を使用する山岳登攀、スカイダイビング、フリーカライミング(スポーツクライミング ^{(*)7} を除きます。)などの危険な運動中および航空機操縦中のケガ など |

※上記⑥～⑧の特約は前ページ記載のご契約プランのすべてにセットされています。

※上記の他にもセットすることができる特約があります。

※詳細につきましては、普通保険約款および特約をご参照いただくか、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約にあたっては、個人賠償責任危険補償特約(国内旅行用)、携行品損害補償特約(国内旅行用)および救援者費用等補償特約(国内旅行用)の補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約等や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
補償が重複すると特約等の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。
補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

補償の重複について

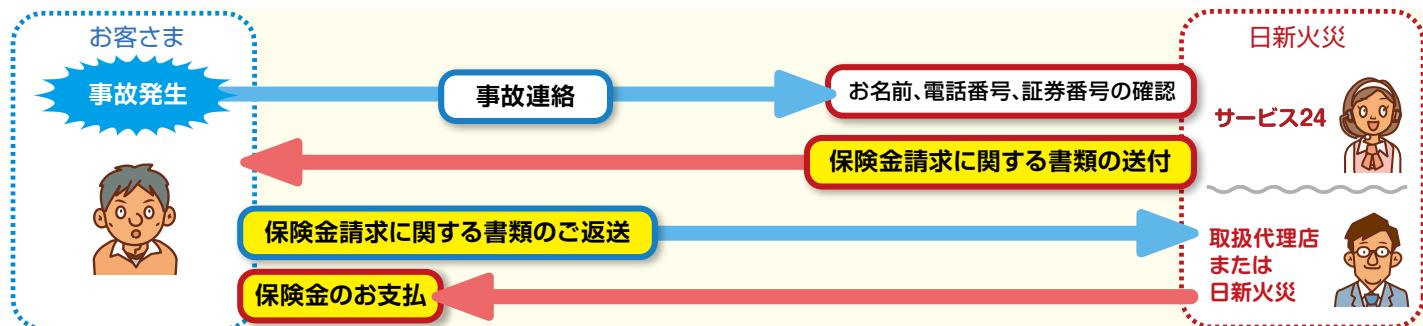
もしも事故にあわれたら

サービス24

24時間
365日 受付携帯電話・PHSからも
ご利用いただけます。

フリーダイヤル 0120-25-7474 までお電話を!

事故発生から保険金のお支払いまでの流れ



注意事項

ご契約時のご注意

- 保険契約申込書の記載内容(または契約申込画面の入力内容)に間違いかないかご確認ください。
- ご契約を締結いただく際には、他にご加入の傷害保険契約(積立保険を含みます。)・共済契約などの重要な事項について正しくお申出いただく義務(告知義務)があります。正しくお申出いただけないと、保険契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

ご契約後のご注意

- 被保険者がご契約者以外の方である場合において、被保険者になることを同意されていなかった場合等は、被保険者は、ご契約者または弊社に対し、この保険契約の解除(その被保険者に係る部分に限ります。)を求めるすることができます。
- 保険料払込期日の定められたご契約については、保険料を払込期日までにお払込みください。払込期日の翌々月末日までに保険料の払込みがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合がありますので、ご注意ください。
- 保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください(インターネットによるお申込みの場合等一部のご契約方式の場合には、保険料領収証の発行は行いません。)。
- ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社にご連絡ください。

事故に関するご注意

- 事故にあわれた場合、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れると、保険金のお支払いが遅れたり、保険金が削減されることがありますのでご注意ください。また、保険金請求の際は保険金請求書等の書類をご提出いただきます。
- 保険金の種類により、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合に、**代理人の方**(配偶者(法律上の配偶者に限ります。)、3親等内の親族)が被保険者に代わって保険金を請求できる**代理請求制度**がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へ是非お知らせください。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。
- 事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故に係る損害賠償請求権(被害者)は、優先的に保険金の支払を受けられる権利(先取特権)を取得します。保険金は、被保険者が賠償金をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。
- 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

*このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、普通保険約款および特約をご参照いただくか、取扱代理店または弊社にご照会ください。また、ご契約時およびご契約後に、特にご注意いただきたい事項を、重要事項説明書に記載しておりますのでご契約前に必ずご確認ください。

*弊社は、お預かりしたお客様の個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客様情報の取扱い」をご確認ください。

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

日新火災海上保険株式会社

本店／〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
お客様相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]
ホームページアドレス <https://www.nissinfire.co.jp/>

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。

万一事故にあわれたら サービス24 フリーダイヤル 0120-25-7474

※携帯電話・PHSからご利用いただけます。